2　前項の規定にもかかわらず、裁判所は、取消訴訟の終結に至るまで、原告の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その処分又は裁決の執行又は手続の全部又は一部の停止その他の必要な仮の救済を命ずることができる。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

3　裁判所は、前項の申立てを却下する決定をする場合において、その申立てに係る処分又は裁決が違法であると一応認められ、かつ、その処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難の程度を考慮し、本案について理由がないとみえるときは、その申立てを却下する決定をすることができる。

4　第二項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第二項の申立てについての決定は、疎明に基づいてする。

6　第二項の申立てについての決定は、いつでも、裁判所が、職権で取り消し、又は変更することができる。

7　第二項の申立てについての決定が確定するまでの間に生じた事情に基づき、その決定の取消し又は変更を求める申立てがあつたときは、裁判所は、その事情について、当事者の陳述を聴いて、速やかに、決定をしなければならない。

8　第二項の申立てについての決定に対しては、その決定の送達を受けた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

9　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その効力を停止する。

10　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

11　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

12　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

13　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

14　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

15　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

16　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

17　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

18　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

19　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

20　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

21　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

22　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

23　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

24　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

25　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

26　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

27　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

28　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

29　第二項の申立てについての決定は、即時抗告があつたときは、抗告裁判所の決定があるまでの間、その執行又は手続の続行を停止することができる。

4　第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第六十二条の規定を準用する。

5　第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第六十八条の規定を準用する。

（行政庁の訴訟参加）

第二十三条　裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2　裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

3　第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第六十九条の規定を準用する。

（職権証拠調べ）

第二十四条　裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

（執行停止）

第二十五条　処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2　処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3　執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

4　第二項の決定は、疎明に基づいてする。

5　第二項の決定は、口頭弁論を経ないでることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

6　第二項の申立てに対する決定については、即時抗告をすることができる。

7　第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

（事情変更による執行停止の取消し）

第二十六条　執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2　前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

（内閣総理大臣の異議）

第二十七条　第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2　前項の異議には、理由を附さなければならない。

3　前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4　第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5　第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決

定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6　内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

（執行停止等の管轄裁判所）

第二十八条　執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

（執行停止に関する規定の準用）

第二十九条　前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

（裁量処分の取消し）

第三十条　行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

（特別の事情による請求の棄却）

第三十一条　取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2　裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3　終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

（取消判決等の効力）

第三十二条　処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2　前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条　処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者たる行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2　申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

（訴訟費用の裁判の効力）

第三十五条　国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に

対し、又はそれらの者のために、効力を有する。

第二節　その他の抗告訴訟

（無効等確認の訴えの原告適格）

第三十六条　無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

（不作為の違法確認の訴えの原告適格）

第三十七条　不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。

（取消訴訟に関する規定の準用）

第三十八条　第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟に準用する。

2　第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3　第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えに準用する。

4　第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章　当事者訴訟

（出訴の通知）

第三十九条　当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

（出訴期間の定めがある当事者訴訟）

第四十条　当事者訴訟につき法令に出訴期間の定めがあるときは、その期間は、不変期間とする。

2　第十五条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

（抗告訴訟に関する規定の準用）

第四十一条　第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

2　第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章　民衆訴訟及び機関訴訟

（訴えの提起）

第四十二条　民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

（抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用）

第四十三条　民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2　民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

3　民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章　補則

（仮処分の排除）

第四十四条　行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事訴訟法に規定する仮処分をすることができない。

（処分の効力等を争点とする訴訟）

第四十五条　私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2　前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第六十九条の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3　第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4　第一項の場合には、当該争点に関し第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判に関し第三十五条の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（行政事件訴訟特例法の廃止）

第二条　行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過措置に関する原則）

第三条　この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

（訴願前置に関する経過措置）

第四条　法令の規定により訴願をすることができる処分又は裁決であつて、訴願を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの取消訴訟の提起については、この法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

（取消しの理由の制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の規定を適用しない。

2　附則第五項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る被告適格に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に係属している取消訴訟の被告適格については、なお従前の例による。

（出訴期間に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、なお従前の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三箇月をこえることができない。

2　この法律の施行の際現に旧法第五条第三項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、なお従前の例による。

3　前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

（取消訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置）

第八条　取消訴訟以外の抗告訴訟で、この法律の施行の際現に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお従前の例による。

2　附則第五項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る

抗告訴訟とを提起することができる場合に準用する。

（当事者訴訟に関する経過措置）

第九条　第三十九条の規定は、この法律の施行後に提起される当事者訴訟についてのみ、適用する。

（民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置）

第十条　民衆訴訟及び機関訴訟のうち、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。

（処分の効力等を争点とする訴訟に関する経過措置）

第十一条　第三十九条の規定は、この法律の施行の際現に係属している私法上の法律関係に関する訴訟については、この法律の施行後に新たに処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われるに至つた場合にのみ、準用する。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第百四十号（昭三七・五・一六）

◎行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第十三条）
第一条　恩給法の一部改正
第二条　恩給法の一部を改正する法律の一部改正
第三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正
第四条　中小企業等協同組合法の一部改正
第五条　古物営業法の一部改正
第六条　質屋営業法の一部改正
第七条　土地調整委員会設置法の一部改正
第八条　北海道東北開発公庫法の一部改正
第九条　自衛隊法の一部改正
第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正
第十一条　破壊活動防止法の一部改正
第二章　法務省関係（第十四条―第二十一条）
第十四条　裁判所法の一部改正
第十五条　弁護士法の一部改正
第十六条　犯罪者予防更生法の一部改正
第十七条　執行猶予者保護観察法の一部改正
第十八条　売春防止法の一部改正
第十九条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正
第二十条　出入国管理令の一部改正
第二十一条　破壊活動防止法の一部改正
第三章　外務省関係（第二十二条）
第二十二条　外務公務員法の一部改正
第四章　大蔵省関係（第二十三条―第三十五条）

部改正

第十一条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正

第十二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

第十三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正

第二章　法務省関係（第十四条―第二十一条）

第十四条　裁判所法の一部改正

第十五条　弁護士法の一部改正

第十六条　犯罪者予防更生法の一部改正

第十七条　執行猶予者保護観察法の一部改正

第十八条　売春防止法の一部改正

第十九条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正

第二十条　出入国管理令の一部改正

第二十一条　破壊活動防止法の一部改正

第三章　外務省関係（第二十二条）

第二十二条　外務公務員法の一部改正

第四章　大蔵省関係（第二十三条―第三十五条）

第二十三条　日本専売公社法の一部改正

第二十四条　たばこ専売法の一部改正

第二十五条　塩専売法の一部改正

第二十六条　塩業整備臨時措置法の一部改正

第二十七条　関税法の一部改正

第二十八条　とん税法の一部改正

第二十九条　証券取引法の一部改正

第三十条　北海道国有未開地処分法の一部改正

第三十一条　国有財産法の一部改正

第三十二条　接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正

第三十三条　国民金融公庫法の一部改正

第三十四条　外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

第三十五条　外資に関する法律の一部改正

第五章　文部省関係（第三十六条―第三十九条）

第三十六条　著作権法の一部改正

第三十七条　宗教法人法の一部改正

第三十八条　学校施設の確保に関する政令の一部改正

第三十九条　文化財保護法の一部改正

第六章　厚生省関係（第四十条―第五十五条）

第四十条　自然公園法の一部改正

第四十一条　伝染病予防法の一部改正

第四十二条　優生保護法の一部改正

第四十三条　性病予防法の一部改正

第四十四条　結核予防法の一部改正

第四十五条　らい予防法の一部改正

第四十六条　医療金融公庫法の一部改正

第四十七条　生活保護法の一部改正

第四十八条　児童扶養手当法の一部改正

第四十九条　健康保険法の一部改正

第五十条　船員保険法の一部改正

第五十一条　日雇労働者健康保険法の一部改正

第五十二条　厚生年金保険法の一部改正

第五十三条　国民健康保険法の一部改正

第五十四条　国民年金法の一部改正

第五十五条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

第七章　農林省関係（第五十六条―第六十九条）

第五十六条　農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正

第五十七条　農林漁業金融公庫法の一部改正

第五十八条　土地改良法の一部改正

第五十九条　農地法の一部改正

第六十条　愛知用水公団法の一部改正

第六十一条　植物防疫法の一部改正

第六十二条　食糧管理法の一部改正

第六十三条　農産物検査法の一部改正

第六十四条　狩猟法の一部改正

第六十五条　林業種苗法の一部改正

第六十六条　森林病害虫等防除法の一部改正

第六十七条　漁業法の一部改正

第六十八条　水産資源保護法の一部改正

第六十九条　真珠養殖事業法の一部改正

第八章　通商産業省関係（第七十条―第八十三条）

第七十条　輸出入取引法の一部改正

第七十一条　輸出品デザイン法の一部改正

第七十二条　計量法の一部改正

第七十三条　鉱業法の一部改正

第七十四条　採石法の一部改正

第七十五条　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

第七十六条　電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正

第七十七条　ガス事業法の一部改正

第七十八条　特許法の一部改正
第七十九条　実用新案法の一部改正
第八十条　意匠法の一部改正
第八十一条　商標法の一部改正
第八十二条　中小企業金融公庫法の一部改正
第八十三条　中小企業信用保険公庫法の一部改正
第九章　運輸省関係（第八十四条―第九十八条）
第八十四条　海上運送法の一部改正
第八十五条　船舶安全法の一部改正
第八十六条　港湾法の一部改正
第八十七条　港湾運送事業法の一部改正
第八十八条　地方鉄道法の一部改正
第八十九条　軌道法の一部改正
第九十条　陸上交通事業調整法の一部改正
第九十一条　帝都高速度交通営団法の一部改正
第九十二条　道路運送法の一部改正
第九十三条　航空法の一部改正
第九十四条　通訳案内業法の一部改正
第九十五条　航路標識法の一部改正
第九十六条　水路業務法の一部改正
第九十七条　海難審判法の一部改正
第九十八条　気象業務法の一部改正
第十章　郵政省関係（第九十九条―第百二条）
第九十九条　公衆電気通信法の一部改正
第百条　有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正
第百一条　郵便物運送委託法の一部改正
第百二条　電波法の一部改正
第十一章　労働省関係（第百三条―第百八条）
第百三条　公共企業体等労働関係法の一部改正
第百四条　労働組合法の一部改正
第百五条　労働者災害補償保険法の一部改正
第百六条　じん肺法の一部改正
第百七条　職業安定法の一部改正
第百八条　失業保険法の一部改正
第十二章　建設省関係（第百九条―第百十七条）
第百九条　土地収用法の一部改正
第百十条　都市計画法の一部改正
第百十一条　河川法の一部改正
第百十二条　砂防法の一部改正
第百十三条　水害予防組合法の一部改正
第百十四条　運河法の一部改正
第百十五条　公有水面埋立法の一部改正
第百十六条　住宅金融公庫法の一部改正

第百十七条　建築基準法の一部改正
第十三章　自治省関係（第百十八条―第百二十四条）
第百十八条　地方自治法の一部改正
第百十九条　地方公務員法の一部改正
第百二十条　最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正
第百二十一条　公職選挙法の一部改正
第百二十二条　公営企業金融公庫法の一部改正
第百二十三条　地方税法の一部改正
第百二十四条　消防法の一部改正
第十四章　人事院関係（第百二十五条）
第百二十五条　国家公務員法の一部改正
附則
第一章　総理府関係
（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノニ　第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ヘニ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非サレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「再審査請求に」の下に「同法第十五条ノ二の規定は、第十四項に規定する処分の取消しの訴えに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十五条ノ二中「審査請求」とあるのは、「再審査請求」と読み替えるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不変期間とする。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条　削除

第八十二条第二項を削る。

第八十三条中「審決を変更することを相当と認めるとき」を「審決を取り消すべき場合において、さらに審判をさせる必要があると認めるとき」に、「変更するべき点を指示して」を「その理由を示して」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項の規定による認可の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九章中第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　公正取引委員会の審決に係る訴訟については、国の利害に関係のある訴訟については法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び第七十七条から第八十三条まで」を「、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで及び第八十八条の二」に改める。

（古物営業法の一部改正）

第五条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

（質屋営業法の一部改正）

第六条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を削り、第二十九条の二を第二十九条とする。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第七条　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項を次のように改める。

委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に提起しなければならない。

第四十九条第三項を次のように改める。

3　第一項の期間は、不変期間とする。

第五十三条第三項を次のように改め、同条第四項

第五十条の二　第四十九条第一項に規定する処分（前条に規定する隊員又は学生に係るものを除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（争訟の方式）

第七条　第三条第三項の規定による決定に不服がある者は、第四条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第十一条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「この法律により決定された補償金の額」を「第三条第二項の規定による決定」に、「九十日」を「三箇月」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（争訟の方式）

第六条　第二条第三項の規定による決定に不服がある者は、第三条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

を削る。

3　裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

第五十五条　委員会は、申請を認容した裁定を取り消す判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁定をしなければならない。

第五十六条　削除

第八条　北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項ただし書を削る。

（自衛隊法の一部改正）

第九条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第百五条第九項中「本条」を「前項の規定」に、「訴をもつて」を「その決定を知つた日から三月以内に訴えをもつて」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　第六項の規定による決定に不服がある者は、第七項及び第九項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正）

第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「この法律により決定された補償

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第十二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

（異議申立てと訴訟との関係）

第七十条　この法律（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定による主務大臣又は科学技術庁長官の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第七十六条中「第七十条及び前条並びに」を「前条及び」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第十三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

（異議申立てと訴訟との関係）

第四十五条　この法律（第三十五条第二項及び第三項を除く。）の規定による科学技術庁長官の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第五十条中「第四十五条及び前条並びに」を「前条及び」に改める。

第二章　法務省関係

（裁判所法の一部改正）

第十四条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「行政庁の違法な処分の取消又は変更に係る請求その他公法上の権利関係に関する請求」を「行政事件訴訟に係る請求」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十五条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

（訴えの提起）

第十六条　第十二条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶については審査請求をし下され若しくは棄却され、第十四条第一項の規定による異議の申出を棄却され、又は前条の規定により登録若しくは登録換えを拒絶された者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2　日本弁護士連合会が第十二条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求若しくは第十四条第一項の規定による異議の申出を受けた後三箇月を経てもなお裁決若しくは第十四条第二項の処分をせず、又は登録若しくは登録換えの請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換えをしないときは、審査請求若しくは異議の申出をし、又は登録若しくは登録換えの請求をした者は、その審査請求若しくは異議の申出を棄却され、又は登録若しくは登録換えを拒絶されたものとみなし、前項の訴えを提起することができる。

3　登録又は登録換えの請求の進達の拒絶に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第六十二条を次のように改める。

（訴えの提起）

第六十二条　第五十六条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2　第五十六条の規定による懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第十六条　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。

第三章第四節中第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（審査請求と訴訟との関係）

第五十一条の三　地方委員会が決定をもつてした処分の取消しの訴えは、当該決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（執行猶予者保護観察法の一部改正）

第十七条　執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第五十一条の二の規定を」の下に「、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第五十一条の三の規定を」を加える。

（売春防止法の一部改正）

第十八条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第五十一条の二までの規定を」の下に「、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第五十一条の三の規定を」を加える。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第十九条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の訴訟の当事者又は参加人である行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。ただし、当該行政庁が地方公共団体の機関であり、かつ、その上級行政庁が他の地方公共団体の機関である場合において、その上級行政庁の職員に第一項の訴訟を行なわせるには、その上級行政庁の同意を得なければならない。

第六条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第八条を第九条とし、第七条中「又は前条第二項」を「、第六条第二項又は前条第三項」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第八条とする。

ただし、地方公共団体の事務に関する訴訟につき前条第三項の規定により法務大臣の指定した者については、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八十一条第二項（第四号を除く。）の規定を準用する。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条　地方公共団体その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行なわせることを求めることができる。

地方公共団体がその事務に関する訴訟について前項の請求をするときは、あわせてその旨を自治大臣に通知しなければならない。

第一項の請求があつた場合において、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行なわせることができる。この場合において、地方公共団体の事務に関する訴訟については、法務大臣は、自治大臣の意見を求めるものとする。

前項の規定は、地方公共団体その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行なわせることを妨げない。

附則第二項中「第八条」を「第九条」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

第二十条　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条　削除

（破壊活動防止法の一部改正）

第二十一条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「又は変更」を削る。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前項の訴」を「前項の決定の取消しの訴え」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章　外務省関係

（外務公務員法の一部改正）

第二十二条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十二条　第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章　大蔵省関係

（日本専売公社法の一部改正）

第二十三条　日本専売公社法（昭和二十七年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書を削る。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十四条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一項を加える。

3　第一項に規定する公社の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議の申出に対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第十五条に次の二項を加える。

5　耕作者は、第三項の再査定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

6　前条の量目又は葉数の査定に不服がある耕作者は、第一項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第十九条に次の二項を加える。

8　耕作者は、再鑑定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

9　第一項の葉たばこの等級の鑑定に不服がある耕作者は、第二項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（塩専売法の一部改正）

第二十五条　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

7　製造者は、第四項の再鑑定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

8　第一項の塩の品質又は等級の鑑定に不服がある製造者は、第二項及び前項の規定によることによ

ての み争うことができる。

（塩業整備臨時措置法の一部改正）

第二十六号　塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

8　第三項の補償金の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

9　前項の訴えにおいては、公社を被告とする。

（関税法の一部改正）

第二十七条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第九十三条　第九十一条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（とん税法の一部改正）

第二十八条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「場合について」の下に「、同法第九十三条（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えについて」を加える。

（証券取引法の一部改正）

第二十九条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十二条を次のように改める。

第百九十二条　削除

（北海道国有未開地処分法の一部改正）

第三十条　北海道国有未開地処分法（明治四十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を削る。

（国有財産法の一部改正）

第三十一条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第六項を削る。

（鉱収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第三十二条　鉱収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（異議申立てと訴訟との関係）

第二十五条の二　この法律に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（国民金融公庫法の一部改正）

第三十三条　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書を削る。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第三十四条　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第五十七条　前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（外資に関する法律の一部改正）

第三十五条　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（異議申立てと訴訟との関係）

第二十一条　前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第五章　文部省関係

（著作権法の一部改正）

第三十六条　著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条ノ五第三項中「民事裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作権者又ハ放送事業者ヲ以テ被告トス

第二十七条第三項中「民事裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作権者又ハ著作物ヲ発行若ハ興行スル者ヲ以テ被告トス

（宗教法人法の一部改正）

第三十七条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第八十七条　第八十条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第三十八条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「三十日」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第三十九条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十五条の七」を「第八十五条の八」に改める。

第四十一条第二項中「六箇月」を「三箇月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の補償の額は、委員会が決定する。

第四十一条に次の一項を加える。

4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四十五条第三項、第五十二条第二項、第五十五条第四項及び第六十三条第三項中「第二項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第七十三条第二項中「前項の場合には」を「前項の規定による補償額については」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

第七十三条に次の一項を加える。

4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第八十一条第三項及び八十三条第三項中「第四十一条第二項」を「第四十一条第二項から第四項まで」に改める。

第六章第一節中第八十五条の七の次に次の一条を加える。

（異議申立てと訴訟との関係）

第八十五条の八　第八十五条の三第一項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九十九条第四項中「手続に」の下に「、第八十五条の八の規定は、都道府県の教育委員会がした第八十五条の三第一項第一号に掲げる処分の取消しの訴えに」を加える。

第六章　厚生省関係

（自然公園法の一部改正）

第四十条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「六箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（伝染病予防法の一部改正）

第四十一条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条ノ二に次の二項を加える。

手当金額ノ決定ニ関シ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ市町村ヲ以テ被告トス

（優生保護法の一部改正）

第四十二条　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七条の通知を受けた日から一箇月以内に」を「その取消しの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（争訟の方式）

第九条の二　第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによつてのみ争うことができる。

（性病予防法の一部改正）

第四十三条　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「及び第二十五条」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　都道府県知事又は保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長は、第十条から第十二条までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、当該処分の取消しの訴えを提起することができる旨を告げなければならない。

2　前項の訴えが提起されたときは、都道府県知事又は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断をさせてはならない。

3　第十一条又は第十二条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに関する不服の訴えを提起することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（結核予防法の一部改正）

第四十四条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

6　前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

第四十五条　らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

7　前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（医療金融公庫法の一部改正）

第四十六条　医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項ただし書を削る。

（生活保護法の一部改正）

第四十七条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条　この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（児童扶養手当法の一部改正）

第四十八条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改める。

第二十条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十条　第十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（健康保険法の一部改正）

第四十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条　第八十条第一項又ハ第八十一条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第五十条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第六章中第四十条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十条の三　第三十九条第一項又は第四十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（厚生年金保険法の一部改正）

第五十一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第六十六条　第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第五十一条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第六章中第四十条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十条の三　第三十九条第一項又は第四十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（厚生年金保険法の一部改正）

第五十二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条の二」を「第九十一条の三」に改める。

第六章中第九十一条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第九十一条の三　第九十条第一項又は第九十一条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（国民健康保険法の一部改正）

第五十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百三条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第百三条　第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条　この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（児童扶養手当法の一部改正）

第四十八条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改める。

第二十条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十条　第十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（健康保険法の一部改正）

第四十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条　第八十条第一項又ハ第八十一条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第五十条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第六章中第四十条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十条の三　第三十九条第一項又は第四十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（船員保険法の一部改正）

第五十一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第六十六条　第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（厚生年金保険法の一部改正）

第五十二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条の二」を「第九十一条の三」に改める。

第六章中第九十一条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第九十一条の三　第九十条第一項又は第九十一条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（国民健康保険法の一部改正）

第五十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百三条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第百三条　第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（国民年金法の一部改正）

第五十四条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七章中第百一条の次に次の一条を加える。

（再審査請求と訴訟との関係）

第百一条の二　前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章中第百二条を第百三条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

（審査請求と訴訟との関係）

第百二条　第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第一四〇号

（国民年金法の一部改正）

第五十四条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七章中第百一条の次に次の一条を加える。

（再審査請求と訴訟との関係）

第百一条の二　前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章中第百二条を第百三条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

（審査請求と訴訟との関係）

第百二条　第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第一四〇号

（農業協同組合等integrationによる農業組合の資産の承継に関する法律の一部改正）

第五十五条　農業協同組合等integrationによる農業組合の資産の承継に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第十四条第一項中「買収の期日まで」を「売渡の期日まで」に改める。

第二条第二項及び第四項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第五十六条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「その買収の期日まで」を「その売渡の期日まで」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第五十七条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の次に次の二条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第八十四条の二　この法律に基づく処分（不服申立てをすることができない処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する決定を経た後に提起することができる。

2　前項の訴えをもつて処分の無効の確認を求めることができる。

3　第一項第一号、第三号又は前号に掲げる訴えは、処分があつた日から三箇月以内に提起しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第八十五条の三　次の各号に掲げる対価又は補償金の額に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める者を訴訟の被告として、その増減を請求することができる。

一　第十一条第一項第三号（第五十五条第二項で準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十八条第三項、第五十五条第一項又は第五十六条第二項の規定による対価　国

二　第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定による補償金又は第四十条第二項若しくは第四十一条第一項で準用する場合を含む。）の規定による補償金の額についての訴訟　それぞれ当該補償金を決定した都道府県知事

三　第五十五条第一項第四号又は第五十六条第二項の規定による対価　前項の規定により当該対価を受けるべき者

（対価又は補償金の額の増減）

第八十五条の三　次に掲げる裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

一　第八十四条第二項の規定による裁決　同条第一項の審査請求をした者

二　第八十四条の二第一項の規定による裁決　同条第二項の再審査請求をした者

三　第八十五条第一項の規定による決定　同項の裁定に不服がある者

2　第八十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号に掲げる裁決について準用する。

3　第一項第三号に掲げる決定については、同項の裁定に不服がある者は、その決定があつたことを知つた日から三箇月以内に、訴訟を提起しなければならない。

4　第八十三条第二項の規定は、前項の訴訟について準用する。

（収用委員会の裁決に関する訴訟の管轄）

第八十六条　第八十四条第一項又は第八十五条第一項の訴訟は、当該収用委員会の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの被告）

第八十七条　第八十四条第一項又は第八十五条第一項の訴訟においては、収用委員会を被告とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの出訴期間）

第八十八条　第八十四条第一項の訴訟は、裁決があつたことを知つた日から六箇月以内に提起しなければならない。

2　裁決があつた日から一年を経過したときは、前項の訴訟は、提起することができない。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの審理）

第八十九条　第八十四条第一項の訴訟においては、裁決の理由となつた事実に関する収用委員会の判断が、その事実に関する裁判所の判断を拘束する。

2　第八十四条第一項の訴訟においては、収用委員会は、裁決の理由となつた事実を立証するために、裁決後に取得した資料を提出することができる。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの判決）

第九十条　裁決を取り消す判決が確定したときは、収用委員会は、その判決の趣旨に従い、改めて裁決をしなければならない。

2　前項の裁決については、第八十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの執行停止）

第九十一条　第八十四条第一項の訴訟の提起は、執行停止の決定がない限り、裁決の執行を妨げない。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの判決の効力）

第九十二条　第八十四条第一項の訴訟の判決は、当事者及び参加人に対してのみその効力を有する。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用）

第九十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、収用委員会の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、事業認定庁の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第九十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百二十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百三十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百四十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百五十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百六十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百七十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百八十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第百九十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百二十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百三十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百四十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百五十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百六十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十五条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十六条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十七条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十八条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百七十九条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八十条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八十一条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八十二条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八十三条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業者の負担とする。

（収用委員会の裁決の取消しの訴えの訴訟費用の負担）

第二百八十四条　第八十四条第一項の訴訟の訴訟費用は、起業

（農産物検査法の一部改正）

第六十三条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の二項を加える。

4　再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

5　検査の結果に不服がある者は、第一項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（狩猟法の一部改正）

第六十四条　狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条ノ二に第七項中「補償ノ金額」を「決定」に、「訴ヲ以テ其ノ」を「其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償ノ額ノ」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項ノ補償ノ額ハ農林大臣又ハ都道府県知事ガ之ヲ決定ス

第八条ノ二に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ国又ハ都道府県ヲ以テ被告トス

（林業種苗法の一部改正）

第六十五条　林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「通常裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ国ヲ以テ被告トス

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第六十六条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項を次のように改める。

5　前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償金額の増額を請求することができる。

第八条に次の一項を加える。

6　前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

（漁業法の一部改正）

第六十七条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第四項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする。

第百四条第二項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする。

第百三十五条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第百三十五条の二　主務大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで（第六十五条第一項の規定に基づく省令及び規則を含む。）の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（水産資源保護法の一部改正）

第六十八条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十五条　農林大臣又は都道府県知事が第四条第一項の規定に基づく省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六十九条　真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九

号）の一部を次のように改正する。

第九条中「申し立てる」を「申し立て、再検査の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第一項の規定による検査の結果に不服がある者は、前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第八章　通商産業省関係

（輸出入取引法の一部改正）

第七十条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十九条の三　前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（輸出品デザイン法の一部改正）

第七十一条　輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十一条の三　前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（計量法の一部改正）

第七十二条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十六条」を「第百九十六条の二」に改める。

第九章第一節中第百九十六条の次に次の一条を加える。

（訴えの提起）

第百九十六条の二　第百九十四条第一項の決定に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

6　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第九十七条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第百八十条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（採石法の一部改正）

第七十三条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償金の増額又は負担金の減額を請求することができる。

6　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第九十七条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第百八十条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第百八十条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（審査請求と訴訟との関係）

第二百六条　第百八十二条に規定する処分に不服がある者は、同条及び第百九十六条の二の規定によることによつてのみ争うことができる。

（争訟の方式）

第二百六条　第百八十二条に規定する処分に不服がある者は、同条及び第百九十六条の二の規定によることによつてのみ争うことができる。

（審査請求と訴訟との関係）

第二百七条　第百五十六条第一項第一号又は第二号に該当することを理由とする同項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第百八十条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第二百六条及び第二百七条を次のように改める。

（争訟の方式）

第七十四条 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「審査請求に」の下に「、同法第百八十条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに」を加える。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第七十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

（電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第七十六条 電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第七十八条第三項の訴えの出訴期間は、同条第二項の裁定を受けた日から三箇月以内とする。

（ガス事業法の一部改正）

第七十七条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「三十日」を「三箇月」に改める。

（特許法の一部改正）

第七十八条 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十四条」を「第百八十四条の二」に改める。

第百八十三条第二項中「三十日」を「三月」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第九章中第百八十四条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第百八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第百九十五条の二に規定する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（実用新案法の一部改正）

第七十九条 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十八条の二」に改める。

第四十八条第二項中「第二項から第四項まで」を「第二項」に改める。

第六章中第四十八条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十八条の二 特許法第百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第六項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

（意匠法の一部改正）

第八十条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の二」に改める。

第六十条第二項中「第二項から第四項まで」を「第二項」に改める。

第六章中第六十条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十条の二 特許法第百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第六十八条第六項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

（商標法の一部改正）

第八十一条 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第六章中第六十三条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十三条の二 特許法第百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第七十七条第六項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

第六十八条第五項中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第八十二条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書を削る。

（中小企業信用保険公庫法の一部改正）

第八十三条 中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項ただし書を削る。

第九章　運輸省関係

（海上運送法の一部改正）

第八十四条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第二項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

5　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（船舶安全法の一部改正）

第八十五条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「申請スル」を「申請シ再検査ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スル」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項ノ検査ニ対シ不服アル者ハ同項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミヲ之ヲ争フコトヲ得

（港湾法の一部改正）

第八十六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「三箇月以内に」の下に「、港湾管理者を被告として、」を加える。

第五十五条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「港湾管理者」とあるのは「国又は港湾管理者」と読み替えるものとする。

第五十五条の五第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「港湾管理者」とあるのは「国又は港湾管理者」と読み替えるものとする。

第五十九条の見出しを「（行政事件訴訟法等の適用）」に改め、同条第三項中「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）」を「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第八十七条 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（地方鉄道法の一部改正）

第八十八条　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の二項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国ヲ以テ被告トス

（軌道法の一部改正）

第八十九条　軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　第十九条又ハ前条第三項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ裁定ニ不服アル者ハ其ノ裁定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ買収価額又ハ補償金額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ公共団体又ハ軌道経営者ヲ以テ被告トス

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第九十条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「通常裁判所ニ」を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

（帝都高速度交通営団法の一部改正）

第九十一条　帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「通常裁判所ニ」を削り、同条第四項を削る。

（道路運送法の一部改正）

第九十二条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「六箇月」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

第六十九条第六項中「六箇月」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

第百二十一条を次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第百二十一条　第四条第一項、第七条、第八条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項、第三十三条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条、第四十三条の二第一項（第百二条第三項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（航空法の一部改正）

第九十三条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第六項中「三十日」を「三箇月」に改める。

（通訳案内業法の一部改正）

第九十四条　通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（航路標識法の一部改正）

第九十五条　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

2　前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（水路業務法の一部改正）

第九十六条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「補償の額」を「決定」に、「訴をもつて」を「その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の補償の額は、気象庁長官が決定する。

第四十条に次の一項を加える。

4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第十章　郵政省関係

（公衆電気通信法の一部改正）

第九十九条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第百条　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「についての異議申立て」の下に「及び訴訟」を加える。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第百一条　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項ただし書中「一箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（電波法の一部改正）

第百二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の二を次のように改める。

（訴えの提起）

第九十六条の二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第九十七条中「訴」を「訴え（異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。）」に改める。

第九十八条中「第九十六条の二」を「前条」に改める。

第十一章　労働省関係

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第百三条　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第二項中「第八項」を「第七項」に、「第十項並びに第十二項」を「並びに第十項か

の額の増額を請求することができる。

3　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（水路業務法の一部改正）

第九十六条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「補償の額」を「決定」に、「訴をもつて」を「その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の補償の額は、海上保安庁長官が決定する。

第十五条に次の一項を加える。

4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（海難審判法の一部改正）

第九十七条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

（気象業務法の一部改正）

第九十八条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「補償の額」を「決定」に、「訴をもつてその」を「その決定を知つた日から三箇月

ら第十二項まで」に改め、「、第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴」とあるのは「訴」と」を削る。

（労働組合法の一部改正）

第百四条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「前項の規定による」を削り、同条第六項中「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、」を「当該命令の取消しの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする。

第二十七条第八項を削り、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項の規定は、適用しない。

第二十七条第十一項を次のように改める。

11　第五項の規定は労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行なう再審査の申立てについて、第七項の規定は労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第三十二条中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「再審査請求をし、その裁決に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起する」を「再審査請求をする」に改める。

第三十八条から第四十一条まで　削除

第三十八条　第三十五条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、前条に規定する額の算定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する主務大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（職業安定法の一部改正）

第百七条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

（失業保険法の一部改正）

第百八条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「再審査請求をし、その裁決に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起する」を「再審査請求をする」に改める。

第三十九条から第四十一条まで　削除

（じん肺法の一部改正）

第百六条　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する

第二十条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第二十条　第十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十二条　第四十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四十三条から第四十五条まで　削除

第十二章　建設省関係

（土地収用法の一部改正）

第百九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第九項中「三十日」を「六十日」に改める。

第百三十二条の前の見出し及び同条を削り、第百三十一条の三を第百三十二条とする。

第百三十三条の前に見出しとして「（訴訟）」を加える。

（都市計画法の一部改正）

第百十条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十六条　第六条第二項ノ規定ニ依ル処分ノ取消ノ訴ハ其ノ処分ニ付テノ異議申立又ハ審査請求ニ対スル決定又ハ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

（河川法の一部改正）

第百十一条　河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条から第六十三条までを次のように改める。

第六十条　第三十八条又ハ第三十九条ニ依リ下付スベキ補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ府県ヲ以テ被告トス但シ主務大臣ノ管理スル砂防設備又ハ其ノ施行スル工事ニ係ルモノニ在リテハ国ヲ以テ被告トス

第百十三条　削除

（水害予防組合法の一部改正）

第百十四条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被告トス

（運河法の一部改正）

第百十四条　運河法（大正二年法律第十六号）の一部

を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ費用ノ負担額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国、公共団体若ハ行政庁ノ許可ヲ受ケタル者又ハ免許ヲ受ケタル者ヲ以テ被告トス

第十五条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ第一項ノ費用ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国又ハ公共団体ヲ以テ被告トス

第十六条に次の一項を加える。

前条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

（公有水面埋立法の一部改正）

第百十五条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条から第四十六条までを次のように改める。

第四十四条 第六条第三項ノ規定ニ依ル補償ノ裁定ニ関スル処分ニ不服アル者ハ其ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタル日又ハ補償ニ関スル処分ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ当事者ノ一方ヲ以テ被告トス

第四十五条及第四十六条 削除

（住宅金融公庫法の一部改正）

第百十六条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

（建築基準法の一部改正）

第百十七条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条を次のように改める。

（審査請求と訴訟との関係）

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十三章 自治省関係

（地方自治法の一部改正）

第百十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二に次の二項を加える。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。

第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十三号の規定にかかわらず、同法第十三条の規定を準用せず、また、同法第十六条から第十九条までの規定は、署名簿の署名の効力を争う数個の請求に関してのみ準用する。

第二百五十六条を次のように改める。

第二百五十六条 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の事務に係る処分の取消しの訴えは、当該処分につき当該普通地方公共団体の機関以外の行政庁（労働委員会を除く。）に審査請求、審決の申請その他の不服申立てをすることができる場合には、その不服申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（地方公務員法の一部改正）

第百十九条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める。

第三章第八節第四款中第五十一条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第五十一条の二 第四十九条第一項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第百二十条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「民事訴訟（再審を除く。）の例による」を「公職選挙法第二百十四条及び第二百十九条の規定を準用する」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第百二十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条（不服の申立）」を「第二十条（訴訟）」に、「第二十九条（補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服の申立等）」を「第二十九条（補充選挙人名簿に対する異議の申出、訴訟等）」に改める。

第二十四条の見出しを「（訴訟）」に改め、同条第一項中「選挙管理委員会の委員長」を「選挙管理委員会」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に後段として次のように加える。

この場合において、第二百十九条中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条（当選の効力に関する訴訟）若しくは第二百八条（当選の効力に関する訴訟）の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条（総括主宰者等の選挙犯罪の場合）の規定により当選の効力を争う請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を争う数個の請求」と読み替えるものとする。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第二十九条（見出しを含む。）中「不服の申立」を「訴訟」に改める。

第九十六条中「第二百八条（当選の効力に関する訴訟）第一項」を「第二百八条（当選の効力に関する訴訟）」に改める。

第二百三条第一項中「不服がある者は」の下に「、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出又は審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に対してのみ提起することができる。

第二百四条中「選挙管理委員会の委員長」を「選

挙管理委員会」に、「中央選挙管理会の委員長」を「中央選挙管理会」に改める。

第二百七条第一項中「不服がある者は」の下に「、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし」を加え、同条第二項中「訴訟における異議の申出及び審査の申立ての前置主義」を「訴訟の提起」に改める。

第二百八条第一項本文中「当選人」を「衆議院議員及び参議院（地方選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二百十九条を次のように改める。

（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）

第二百十九条　本章に規定する訴訟については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十三条《抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用》の規定にかかわらず、同法第十三条《関連請求に係る訴訟の移送》、第十九条から第二十一条まで《原告による請求の追加的併合等》、第二十五条から第二十九条まで《執行停止等》、第三十一条《特別の事情による請求の棄却》及び第三十四条《第三者の再審の訴え》の規定は、準用せず、また、同法第十六条から第十八条まで《請求の客観的併合等》の規定は、一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条《当選の効力に関する訴訟》若しくは第二百八条《当選の効力に関する訴訟》の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条《総括主宰者等の選挙犯罪の場合》の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とに関してのみ準用する。

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第百二十二条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項ただし書を削る。

（地方税法の一部改正）

第百二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節　不服審査（第十九条―第十九条の十）」を「第十二節　不服審査及び訴訟（第十九条―第十九条の十三）」に改める。

「第十二節　不服審査」を「第十二節　不服審査及び訴訟」に改める。

第十九条の前に次の款名を加える。

第一款　不服審査

第十九条中「本節」を「本款」に改める。

第一章第十二節中第十九条の十の次に次の一款を加える。

第二款　訴訟

（行政事件訴訟法との関係）

第十九条の十一　第十九条に規定する処分に関する訴訟については、本款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十九条の十二　第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（滞納処分に関する出訴期間の特例）

第十九条の十三　第十九条の四の規定は、行政事件訴訟法第八条第二項第二号又は第三号の規定による訴えの提起について準用する。

第四百三十四条を次のように改める。

（争訟の方式）

第四百三十四条　固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2　第四百三十二条第一項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（消防法の一部改正）

第百二十四条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不変期間とする。

第六条第三項中「前項但書の場合」を「第五条の規定による命令を取り消す旨の判決があつた場合」に、「前条の規定による命令」を「当該命令」に改める。

第十四章　人事院関係

（国家公務員法の一部改正）

第百二十五条　国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第九十二条の二　第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第百三条第七項中「場合に、」の下に「第九十二条の二の規定は、第五項の通知の取消しについて、」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6　この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7　この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8　前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

9　この法律による改正後の公職選挙法第二十四条（同法第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調製される選挙人名簿に係る訴訟について、この法律による改正後の公職選挙法のその他の規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る訴訟について適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十一号（昭三七・五・一七）

◎商店街振興組合法（衆法）

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
　第一節　通則（第二条―第十二条）
　第二節　事業（第十三条―第十九条）
　第三節　組合員及び会員（第二十条―第三十三条）
　第四節　設立（第三十四条―第四十一条）
　第五節　管理（第四十二条―第七十一条）
　第六節　解散及び清算（第七十二条―第七十八条）
第三章　助成措置（第七十九条）
第四章　雑則（第八十条―第八十九条）
第五章　罰則（第九十条―第九十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第一節　通則

（人格及び住所）

第二条　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第三条　組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（基準及び原則）

第四条　組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

一　組合員又は会員の相互扶助を目的とすること。

二　組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四　組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2　組合は、その行なう事業によつてその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3　組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第五条　組合は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いなければならない。

2　組合以外の者は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いてはならない。

3　組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（商店街振興組合の地区）

第六条　商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市（都の区を含む。第十一条第二項の場合を除き、以下同じ。）の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2　商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。

第七条　商店街振興組合の地区は、他の商店街振興組合の地区と重複するものであつてはならない。

（商店街振興組合の組合員の資格）

第八条　商店街振興組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めたときはこれらの者以外の者とする。

（商店街振興組合の設立）

第九条　商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

（商店街振興組合連合会の会員の資格）

第十条　商店街振興組合連合会（以下「連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、その地区の一部を地区とする組合であつて定款で定めるものとする。

（連合会の設立）

第十一条　連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

2　市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。）の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場

等に関する指導
七　組合員の従業員の集団的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舎等の労働条件の改善に関する事業
八　街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設
九　組合員の事業の発展に資するためにする商店街振興組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
十　組合員が建築協定を締結する場合におけるあっせん
十一　前各号の事業に附帯する事業
2　商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。
3　商店街振興組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に第一項第一号から第五号までの事業（これらの事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれらの事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員のこれらの事業の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

第十四条　保管事業を行なう商店街振興組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2　前項の許可を受けた商店街振興組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3　第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。

4　第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第十五条　前条第一項の許可を受けた商店街振興組合の作成する倉荷証券には、その商店街振興組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第十六条　商店街振興組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2　前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十七条　商店街振興組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

第十八条　商店街振興組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換えの義務を負う。

2　商店街振興組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又はその引換えを停止したときは、その商店街振興組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

（連合会の事業）

第十九条　連合会は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一　会員たる組合の組織及び事業の指導及び連絡
二　販売、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同施設
三　所属員のためにする商品券の発行、割賦購入あっせんその他販売方法に関する共同事業
四　会員に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ
五　会員たる商店街振興組合の組合員の事業についての企業診断
六　所属員及びその従業員の福利厚生に関する施設
七　第一号の事業に該当するものを除き、所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
八　会員が行なう第十三条第一項第六号の事業の指導
九　会員たる商店街振興組合の組合員の従業員の集団的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舎等の労働条件の改善に関する事業
十　会員の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
十一　前各号の事業に附帯する事業
2　連合会の事業については、第十三条第二項及び第三項並びに第十四条から前条までの規定を準用する。

第三節　組合員及び会員

（出資）

第二十条　組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しなければならない。
2　出資一口の金額は、均一でなければならない。
3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。
4　組合員の責任は、その出資額を限度とする。
5　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第二十一条　組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。
2　組合員は、定款で定めるところにより、第六十条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なう

ことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4　代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第二十二条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払については、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第二十三条　組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（加入の自由）

第二十四条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（加入）

第二十五条　組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第二十六条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2　死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（持分の譲渡）

第二十七条　組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員は、持分を共有することができない。

（自由脱退）

第二十八条　組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（法定脱退）

第二十九条　組合員は、次の理由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二　その他定款で定める理由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払いもどし）

第三十条　組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

（時効）

第三十一条　前条第二項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（払いもどしの停止）

第三十二条　脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払いもどしを停止することができる。

（出資口数の減少）

第三十三条　組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合については、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。

第四節　設立

（発起人）

第三十四条　商店街振興組合を設立するにはその組合員になろうとする七人以上の者が、連合会を設立するにはその会員になろうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

（創立総会）

第三十五条　発起人は、定款を作成し、それを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第二十一条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

第三十六条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2　行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第六条及び第九条又は第十一条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

3　行政庁は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

4　行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（理事への事務引継ぎ）

第三十七条　発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（出資の第一回の払込み）

第三十八条　理事は、前条の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2　前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3　現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

（成立の時期）

第三十九条　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の届出）

第四十条　組合は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

（商法の準用）

第四十一条　組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第五節　管理

（定款）

第四十二条　組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所の所在地

五　組合員たる資格に関する規定

六　組合員の加入及び脱退に関する規定

七　出資一口の金額及びその払込みの方法

八　経費の分担に関する規定

九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十　準備金の額及びその積立ての方法

十一　役員の定数及びその選挙に関する規定

十二　事業年度

十三　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（規約）

第四十三条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する規定

二　業務の執行及び会計に関する規定

三　役員に関する規定

四　組合員に関する規定

五　その他必要な事項

（役員）

第四十四条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4　理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6　役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7　投票は、一人につき一票とする。

8　役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、第六項の規定にかかわらず、指名推選の方法によつて行なうことができる。

9　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

10　一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（役員の変更の届出）

第四十五条　組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

（役員の任期）

第四十六条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第四十七条　組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十八条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2　組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

（監事の兼職禁止）

第四十九条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

第五十条　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第五十一条　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2　理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要の事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第五十二条　理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

三　出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第五十三条　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第五十四条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の改選）

第五十五条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　前項の場合については、第五十八条第二項及び第五十九条の規定を準用する。

（商法等の準用）

第五十六条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第五十一条並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をな

す権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「商店街振興組合法第五十三条第二項」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

第五十七条　通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十八条　臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四　経費の賦課及び徴収の方法

五　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第三十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

（総会の議事）

第六十三条　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4　総会においては、第六十条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

第六十四条　次の事項は、総組合員の半数以上が出席

第六十一条　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第六十二条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更
二　組合の解散又は合併
三　組合員の除名

（商法の準用）

第六十五条　総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商店街振興組合法第六十条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商店街振興組合法第六十四条」と読み替えるものとする。

（出資一口の金額の減少）

第六十六条　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第六十七条　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）

第六十八条　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第十三条第一項第五号又は第十九条第一項第七号の事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第六十九条　組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

第七十条　組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（組合員の持分取得等の禁止）

第七十一条　組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節　解散及び清算

（解散の理由）

第七十二条　組合は、次の理由によつて解散する。

一　総会の決議
二　組合の合併
三　組合の破産
四　定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生
五　第八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命令

2　組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併の手続）

第七十三条　組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2　組合の合併については、第六十六条及び第六十七条の規定を準用する。

3　合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第三十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七十四条　合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第六十四条の規定を準用する。

4　第一項の規定による役員の選任については、第四十四条第四項本文の規定を準用する。

（合併の時期及び効果）

第七十五条　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第七十六条　組合の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（清算人）

第七十七条　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第七十八条　組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七条第二項、第四百十八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条及び第百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第四十七条から第五十四条まで、第五十八条第二項及び第五十九条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ

二（取締役の義務）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）、第二百七十二条（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「商店街振興組合法第七十八条ニ於テ準用スル同法第五十三条第二項」と、同法第四百十七条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有する株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章　助成措置

（補助金の交付）

第七十九条　政府は、組合事業の維持発展を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、補助金を交付することができる。

第四章　雑則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第八十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、組合が第十三条第一項又は第十九条第一項の規定に基づいてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（検査の請求）

第八十一条　組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十二条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第八十三条　行政庁は、毎年一回を限り、この法律の施行に必要な限度において、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する報告を徴することができる。

（検査等）

第八十四条　行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

（行政庁の命令）

第八十五条　行政庁は、前条の規定により報告を徴し、若しくは第八十一条第二項若しくは前条の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合の理事に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（組合に対する解散の命令）

第八十六条　行政庁は、組合が第三十六条第二項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

2　行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

（弁明の機会の供与）

第八十七条　行政庁は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（所管行政庁）

第八十八条　この法律中「行政庁」とあるのは、第十九条第一項第十号及び第七十五条第二項の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一　商店街振興組合については、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

二　連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、その他のものにあつては、通商産業大臣とする。

（実施規定）

第八十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　罰則

第九十条　組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けを し、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条　第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第九十二条　組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条　次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二　第三条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第十三条第三項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第二十四条の規定に違反したとき。

五　第二十九条第二項又は第五十五条第四項の規定に違反したとき。

六　第三十五条第六項若しくは第六十五条において

若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（組合に対する解散の命令）

第八十六条　行政庁は、組合が第三十六条第二項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

2　行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

（弁明の機会の供与）

第八十七条　行政庁は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（所管行政庁）

第八十八条　この法律中「行政庁」とあるのは、第十九条第一項第十号及び第七十五条第二項の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一　商店街振興組合については、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

二　連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、その他のものにあつては、通商産業大臣とする。

（実施規定）

第八十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　罰則

第九十条　組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条　第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第九十二条　組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条　次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二　第三条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第十三条第三項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第二十四条の規定に違反したとき。

五　第二十九条第二項又は第五十五条第四項の規定に違反したとき。

六　第三十五条第六項若しくは第六十五条において

準用する商法第二百四十四条、第五十六条若しくは第七十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第七十八条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七　第四十条、第四十五条又は第七十二条第二項の規定に違反したとき。

八　第四十四条第五項の規定に違反したとき。

九　第四十九条（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十　第五十二条又は第五十三条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一　第五十四条（第七十八条において準用する場合を含む。）又は第五十六条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二　第五十六条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第七十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三　第五十七条の規定に違反したとき。

十四　第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六　第六十八条又は第六十九条の規定に違反したとき。

十七　第七十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八　第七十八条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九　第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十　第七十八条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一　第八十二条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二　第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十四条　不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（市の区域に設立されている商工会との調整措置）

第二条　この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、第六条第一項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地区に含む商店街振興組合は、新たに設立することができない。

（商店街振興組合等への組織変更）

第三条　この法律の施行の際現に中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項に規定する事業を行なう事業協同組合又は同法第九条の九第一項（第一号及び第三号を除く。）に規定する事業を行なう協同組合連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会になることができる。

2　この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、前項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地区に含む商店街振興組合への組織変更は、これをすることができない。

3　第一項の議決は、組合員又は会員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4　第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

5　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款、事業計画並びに役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して組織変更の認可を受けなければならない。

6　前項の認可については、第三十六条第二項の規定を準用する。

7　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において登記をすることによつてその効力を生ずる。

8　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際その名称中に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第五条第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

（登録税法の一部改正）

第五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「、商店街振興組合法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「輸出入組合」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第七条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加え、同項中「事業協同小組合」を「商店街振興組合、事業協同小組合」に改め、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第七条第一項中第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二　商店街振興組合又ハ商店街振興組合連合会

第二十七条第一項ただし書中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」

を加える。

第二十八条第一項第六号中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第二十九条第一項第三号及び第四号中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第八条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

五　商店街振興組合であつて、その組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が、商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人を、その他の事業者にあつては三百人をこえないもの及びこれらの商店街振興組合の組合員のみを直接又は間接の構成員とする商店街振興組合連合会

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関すること。

第四条第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十一条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「及び商工組合連合会、商店街振興組合連合会」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）」を「、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）及び商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法」に改め、同条第四項中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの

第三条第一項中「商工組合連合会」の下に「、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・運輸・自治大臣署名）

法律第百四十二号（昭三七・五・一八）

◎都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（保存樹等の指定）

第二条 市町村長（都の特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2　市町村長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者（以下単に「所有者」という。）に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項、第七十条第一項又は第九十八条第二項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

三　国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前二号に掲げるもの以外のもの

（指定の解除）

第三条　市町村長は、保存樹若しくは保存樹林が前条第三項各号の一に該当するに至つたとき、又は保存樹若しくは保存樹林について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2　市町村長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

3　所有者は、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4　前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により指定を解除する場合について準用する。

（標識の設置）

第四条　市町村長は、保存樹又は保存樹林の指定をしたときは、建設省令で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（所有者の保存義務等）

第五条　所有者は、保存樹又は保存樹林について、枯損の防止その他の保存に努めなければならない。

2　何人も、保存樹又は保存樹林が大切に保存されるように協力しなければならない。

（所有者の変更等の場合の届出）

第六条　保存樹又は保存樹林について、所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　保存樹又は保存樹林が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（保存樹等に関する台帳）

第七条　市町村長は、建設省令で定めるところにより、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

（報告の徴取）

第八条　市町村長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の現状につき報告を求めることができる。

（市町村長の助言等）

第九条　市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他の保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

（報告、勧告等）

第十条　建設大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹若しくは保存樹林に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告、助言若しくは技術的援助をすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）の施行に関する事務を管理すること。

（建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十三号（昭三七・五・一九）

◎国土調査促進特別措置法

（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「国土調査事業」とは、次の各号に掲げる調査の事業をいう。

一　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項に規定する地籍調査の基礎とするための地籍調査の基準に行なう基準点の測量及び土地分類調査の基準の設定のための調査に係る基本調査で、国の機関が行なうもの

二　国土調査法第二条第三項に規定する土地分類調査又は同条第五項に規定する地籍調査で、地方公共団体又は土地改良区が行なうもの

（国土調査事業十箇年計画）

第三条　内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見をきいて、国土の総合的な開発、低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、昭和三十八年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　国土調査事業十箇年計画には、前条第二号に規定する土地分類調査については、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する同条第一号に規定する基本調査又は同条第二号に規定する地籍調査と相まつて特に緊急に実施することを必要とするものに限り、定めるものとする。

3　国土調査事業十箇年計画には、政令で定めるところにより、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

5　内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6　前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

（国土調査法の適用）

第四条　国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する国土調査事業については、この法律に定めるものを除くほか、国土調査法の規定の適用があるものとする。この場合において、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する第二条第二号に規定する地籍調査に関しては、同法第六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第五項」と、「特定計画」とあるのは「国土調査事業十箇年計画」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る国土調査法の規定を適用する。

（国土調査事業十箇年計画の実施）

第五条　政府は、国土調査事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（特定計画に関する規定の不適用）

2　国土調査法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後この法律の存続する間、適用しない。

3　昭和三十八年四月一日前に国土調査法第六条の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査については、同法第六条の三、第六条の四及び第九条の二の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定は、同年四月一日以後は、適用しない。

（総理府設置法の一部改正）

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開発審議会の項中「及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）」を「、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ロを次のように改める。

ロ　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）

（国土総合開発法の一部改正）

6　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）」を「、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）」に改める。

第四条第五項中「国土調査法」の下に「及び国土調査促進特別措置法」を加える。

（地方財政法の一部改正）

7　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は国土調査事業十箇年計画」を加える。

（内閣総理・自治大臣署名）

法律第百四十四号（昭三七・五・二五）

◎外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律

外国船舶の所得税等免除に関する法律（大正十三年法律第六号）の全部を改正する。

（所得税又は法人税の非課税）

第一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人（以下「日本国の居住者」という。）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人（以下「内国法人」という。）で国際航路又は国際航空路における船舶又は航空機の運航の事業（以下「国際運輸業」という。）を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの（外国の法令によりその国において生じたものとされるものを含む。以下同じ。）について当該外国が所得税又は法人税に相当する税を課さない場合には、当該外国（政令で指定するものに限る。）の居住者たる個人又は法人（当該外国に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で所得税法又は法人税法の施行地に源泉があるものに対しては、その所得税又は法人税に相当する税を課さない条件に応じて、所得税又は法人税を課さない。

（道府県民税、事業税又は市町村民税の非課税）

第二条　日本国の居住者又は内国法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの（所得以外のもので外国の事業税に相当する税の課税標準とされているものを含む。）について当該外国において道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。以下同じ。）、事業税又は市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限る。）の居住者たる個人又は法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に源泉があるものに対しては、その道府県民税、事業税又は市町村民税に相当する税を課されない条件に応じて、道府県民税、事業税又は市町村民税を課することができない。

（政令への委任）

第三条　前二条に規定するもののほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正前の外国船舶の所得税等免除に関する法律（以下「旧法」という。）により所得税又は法人税及び事業税の免除を受けることができた所得で、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を適用するものとした場合にこれらの税を課されることとなるものについては、旧法の規定は、各関係国につき、政令で定める日までは、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十五号（昭三七・六・一）

◎自動車の保管場所の確保等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。）をいう。

二 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第三項に規定する保有者をいう。

三 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 駐車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第十八号に規定する駐車をいう。

（保管場所の確保）

第三条 自動車の保有者は、道路上の場所（道路運送車両法第四条、第十二条（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）、第十三条（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）又は第十四条に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条、第十二条（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）、第十三条（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）又は第十四条に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所としての道路の使用の禁止等）

第五条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為

二 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

3 前二項の規定は、政令で定める特別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、適用しない。

（駐車の禁止、制限等）

第六条 自動車は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した道路の区間において、道路交通法第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該自動車の右側の道路上に公安委員会が定める距離以上の余地がないこととなる場所においては、同法第四十五条第二項本文の規定にかかわらず、駐車してはならない。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間において同一の自動車が引き続き駐車することができる時間を制限することができる。

3 道路交通法第九条第二項前段の規定は前二項の規定により公安委員会が行なう指定又は制限について、同法第五十一条の規定は第一項の規定に違反し、又は前項の規定による公安委員会の処分に違反して駐車している自動車について、同法第百十三条の二の規定はこの項において準用する同法第五十一条第一項の規定により警察官がした処分について、同法第百十四条の規定は第一項又は第二項の規定により道公安委員会の権限に属する事務について、それぞれ準用する。

（雑則）

第七条 道路交通法第九十条第一項、第百三条第二項第二号又は第百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなし、同法第百十条又は第百十一条第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。

（罰則）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

二 第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出して第四条第一項の規定による処分を受けた者

二 第五条第二項の規定に違反した者

三 第六条第一項の規定の違反となるような行為をした者

四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

3 過失により前項第三号又は第四号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第十条 第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の規定の適用については、第六条第一項又は第二項中公安委員会とあるのは、同条第三項において準用する道路交通法第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

2 道路交通法第百九条第一項及び交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）第二条の規定の適用については、第八条第一項第二号、同条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪は、道路交通法第八章の罪とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第五条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、第六条第三項中道路交通法第百十三条の二の規定を準用する部分は行政不服審査法（昭和三十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

2 第四条及び第五条の規定を適用する地域は、各規定につき政令で定める。

（内閣総理・法務・運輸・建設大臣署名）

法律第百四十六号（昭三七・六・二）

◎ばい煙の排出の規制等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　指定地域及び排出基準（第四条―第七条）
第三章　ばい煙発生施設（第八条―第十八条）
第四章　事故時の措置等（第十九条―第二十一条）
第五章　和解の仲介（第二十二条―第二十五条）
第六章　雑則（第二十六条―第三十二条）
第七章　罰則（第三十三条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙等の処理を適切にすることと等により、大気の汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じん又は亜硫酸ガス若しくは無水硫酸をいう。

2　この法律において「特定有害物質」とは、弗化水素、硫化水素、二酸化セレンその他の人の健康に著しく有害な物質（ばい煙を除く。）で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ。）に設置される施設のうち、ばい煙を多量に発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

4　この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

5　この法律において「指定地域」とは、第四条第一項の政令で定める地域をいう。

6　この法律において「排出基準」とは、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される気体に含まれるばい煙の量（以下「ばい煙濃度」という。）の許容限度をいう。

（大気の清浄の保持）

第三条　ばい煙又は特定有害物質を大気中に排出する者は、その処理を適切にすること等により、大気が清浄に保たれるように努めなければならない。

第二章　指定地域及び排出基準

（指定地域の指定）

第四条　この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある場合において、当該汚染の原因となるばい煙発生施設が集合して設置されている地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与え、又は与えるおそれがあると認められる地域について、政令で定める。

2　厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、その政令の制定又は改廃により指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

（排出基準の設定）

第五条　厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域に係る排出基準を、ばい煙発生施設の種類ごとに定めなければならない。

2　厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（排出基準の遵守義務）

第六条　指定地域内においてばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

（大気汚染状況の監視）

第七条　都道府県知事は、指定地域について、当該指定地域に係る大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第三章　ばい煙発生施設

（設置の届出）

第八条　指定地域内においてばい煙発生施設を設置しようとする者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工場又は事業場の名称及び所在地

三　ばい煙発生施設の種類

四　ばい煙発生施設の構造

五　ばい煙発生施設の使用の方法

六　ばい煙の処理の方法

2　前項の規定による届出をしようとする者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度に関する説明書その他厚生省令、通商産業省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

（経過措置）

第九条　一の地域が指定地域となつた際現にその地域内にばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。）であつてばい煙を排出するもの又は一の施設がばい煙発生施設となつた際現に指定地域内にその施設を設置している者であつてばい煙を排出するものは、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、

通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）

第十条　第八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更により、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2　第八条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（計画変更命令等）

第十一条　都道府県知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の使用の方法又はばい煙の処理の方法の変更（前条第一項の規定による届出に係るこれらの変更の計画の廃止を含む。）を命ずることができる。

2　都道府県知事は、第八条第一項の規定による届出又はばい煙発生施設の構造の変更に係る前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては当該ばい煙濃度を当該排出基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の構造の変更の工事をしてはならない。

（実施の制限）

第十二条　第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2　都道府県知事は、その届出に係る事項の内容が相当であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

（使用開始の届出）

第十三条　第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設又はばい煙処理施設の設置又は構造の変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（氏名等の変更の届出）

第十四条　第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（承継）

第十五条　第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設

を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2　第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3　前二項の規定により第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（改善命令等）

第十六条　都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙排出者に対し、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又はばい煙発生施設の構造の改善を命ずることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合には、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙発生施設については、同項に規定する指定地域となつた日又はばい煙発生施設となつた日から二年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがある場合及びその者が第十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出をした日から三十日を経過した場合は、この限りでない。

（ばい煙濃度の測定）

第十七条　ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（使用の廃止の届出）

第十八条　第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四章　事故時の措置等

（ばい煙発生施設の事故時の措置等）

第十九条　ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設について、故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないばい煙を排出し、又は排出するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2　前項に規定する事故が発生した場合において、その事故が厚生省令、通商産業省令で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙排出者は、すみやかに、その事故の状況、その事故について講じ、又は講じようとする応急の措置の方法並びにその事故についての復旧工事の方法及び完了の予定を都道府県知事に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故につき復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第十六条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、当該施設の復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。

（特定有害物質に関する事故時の措置）

第二十条　工場又は事業場に設置されている特定有害物質を発生する施設（以下「特定施設」という。）において発生する特定有害物を排出する者（以下「特定有害物質排出者」という。）は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定有害物質が多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の地域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質排出者に対し、その事故の拡大及び再発の防止に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（緊急時における都道府県知事の措置）

第二十一条　都道府県知事は、霧が持続的に発生したことにより、指定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合であつて、厚生省令、通商産業省令で定めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、指定地域内においてばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する事態が発生した場合において、他の都道府県の指定地域において排出するばい煙が当該事態の発生に著しい影響があると認めるときは、当該他の都道府県知事に対し、前項に規定する措置をとることを求めることができる。

第五章　和解の仲介

（和解の仲介の申立て）

第二十二条　ばい煙発生施設又は特定施設において発生し、大気中に排出されたばい煙又は特定有害物質による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

（仲介員名簿の作成）

第二十三条　都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

2　前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

（仲介員の指定）

第二十四条　都道府県知事は、第二十二条の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2　前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

（仲介員の任務）

第二十五条　仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

第六章　雑則

（立入検査）

第二十六条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収）

第二十七条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対し、そのばい煙発生施設の状況、ばい煙の処理の方法若しくはばい煙濃度又は特定施設の事故の状況若しくは事故時の措置に関し報告をさせることができる。

（適用除外）

第二十八条　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号。以下「旧電気事業法」という。）の適用を受ける電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質を排出する者については、第三章（第十七条を除く。）、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十六条並びに前条の規定を適用せず、旧電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

（関係行政機関の協力）

第二十九条　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求めることができる。

（国の援助）

第三十条　国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第三十一条　国は、ばい煙及び特定有害物質の処理に関する技術並びに大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気の汚染の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（事務の委任）

第三十二条　都道府県知事は、この法律の規定によりその権限に属する事務で政令で定めるものを、政令で定める市の長に委任することができる。

第七章　罰則

第三十三条　第十一条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十四条　第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項の規定に違反した者

三　第十七条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四　第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条　第十三条、第十四条、第十五条第三項、第十八条又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号中「及び鉱水」を「、鉱水及び鉱煙」に改め、同項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　公共の危害の防止のためにするばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）第二条第四項に規定するばい煙処理施設で自治省令で定めるもの

（中小企業振興資金等助成法の一部改正）

3　中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第三項に規定する汚水処理施設」を「、工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第三項に規定する汚水処理施設又はばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）第二条第四項に規定するばい煙処理施設」に改める。

（法務・厚生・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十七号（昭三七・六・二）

◎道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「前三条」の下に「又は第八十五条第三項」を加える。

第七十一条各号列記以外の部分中「及び前三条」を「、前三条及び第八十五条第三項」に改める。

第七十五条に次の一項を加える。

3　大型自動車の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、大型自動車の運転者に第八十五条第三項の規定に違反して大型自動車を運転することを命じ、又は大型自動車の運転者が同条同項の規定に違反して大型自動車を運転することを容認してはならない。

第八十五条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないものは、大型免許、普通免許、特殊免許若しくは三輪免許によって運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しないものは、前二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転することはできない。

第八十五条に次の付記を加える。

（罰則　第三項については第百十八条第一項第五号、第百二十二条）

第八十八条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第九十六条第二項中「第百三条第二項」の下に「第二号又は第三号」を加える。

第百十八条第一項に次の一号を加える。

五　第八十五条（第一種免許）第三項の規定に違反した者

第百二十二条第一項中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第五号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に大型免許を受けている者については、この法律による改正後の第八十五条第三項の規定は、適用しない。

（内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）